平成２３年（フ）第２９２号
北海道茅部郡森町字尾白内町430番地
債務者　藤田　　武
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７１号
埼玉県ふじみ野市福岡２丁目１番１号　武蔵寮
債務者　関口　典男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８４号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目10番27号　アーネストハイライズ303
債務者　本間　明子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０３号
埼玉県鳩ケ谷市大字里292番地の２　ドミール里102号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和２丁目２番地の32　コンパートメントハウス鳩ヶ谷Ⅱ101号
債務者　永井明日香
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３６号
さいたま市岩槻区西原台２丁目５番41号
債務者　高梨　奈美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１９号
愛知県清須市清洲2302番地
債務者　冨田　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８号
北海道旭川市豊岡14条６丁目８番28号　パレ豊岡201号室
債務者　西村　勝夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
北海道旭川市末広５条11丁目４番９号
債務者　内田　梨香（旧姓重岡）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６４号
北海道旭川市台場１条４丁目６番10号　アパートメントお台場１階
債務者　柴田　　旭
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
北海道旭川市東光16条９丁目２番５号　Ａ
債務者　渡邉　　顕
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７６号
北海道旭川市豊岡13条１丁目３番２号　メゾン近藤Ｂ10
債務者　岡田しのぶ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１２号
東京都八王子市中野上町２丁目24番８号コーポ朝日103号
債務者　眞鍋やい子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７８６号
東京都福生市加美平１丁目５番地11中山ハイツ103号室
債務者　武内　一美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４０号
東京都町田市小川１丁目19番地１
債務者　廣田　　博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４１号
東京都町田市小川１丁目19番地１
債務者　廣田よし子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８９号
静岡県富士市石坂135番地の18
債務者　吳　　勝男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
静岡地方裁判所富士支部